

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件二件 四三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件二件 四三
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があつた件 四三
- 農地法第四十一条第一項の規定により裁定の申請があつた件 四三
- 農地法第四十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定により裁定を行った件 四三
- 道路の供用を開始する件 四三
- 地域森林計画の案を定めた件 四四
- 地域森林計画の変更案を定めた件三件 四四
- 落札者を決定した件 四四
- 福島県教育委員会教育長 四四
- 一般競争入札を行う件二件 四四

告 示

福島県告示第六百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和八年十月二十三日から令和九年二月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン飯寺 福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西七百七ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社ブラザクリエイト

代表取締役 新谷 隼人

（変更後）株式会社ブラザクリエイト

代表取締役 大島 康広

三 変更した年月日

令和八年四月一日

四 届出年月日

令和八年十月七日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

株式会社 High・R・Market

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和八年十月二十三日から令和九年二月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品白河西店 福島県白河市中山南五番三十五ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）NTT・TCリース株式会社

代表取締役 成瀬 明弘

（変更後）NTT・TCリース株式会社

代表取締役 近藤 禎一郎

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の退店

株式会社大地

代表取締役 齋藤 雅彦

福島県郡山市大槻町字向原百十四番地

三 変更した年月日

二の1 令和八年四月一日

二の2 令和七年九月三十日
四 届出年月日
令和八年十月七日

五 届出をした者
NTT・TCリース株式会社
株式会社カワチ薬品

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年十月二十三日から同年十一月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン塩川 福島県喜多方市塩川町小府根字曾谷田二十七番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年十月二十三日から同年十一月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
岩瀬書店富久山店 福島県郡山市富久山町八山田字大森新田三十六番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年十月二十三日から同年十一月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び広野町政策企画課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂福島広野店 福島県双葉郡広野町大字下北迫字新町百二十九番十一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により広野町から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五十五号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第一項の規定により、令和八年九月三十日付けで公益財団法人福島県農業振興公社(福島県農地中間管理機構)から次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和八年十月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 農地の所在、地番、地目及び面積
所在 地番 地目 面積(平方メートル)
南相馬市小高区小屋木字川北 三四番三 田 三六九
- 二 農地の利用の現況
野菜の栽培で利用
- 三 農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
野菜の栽培で利用
- 四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額
始期 令和九年四月一日
存続期間 九年九月
- 五 農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第二項第一号に規定する基準に適合する
借賃に相当する補償金の額 四四、二八〇円

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県県北農林事務所森林林業部、福

島県中農林事務所森林林業部及び福島県南農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、奥久慈森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和八年十月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

奥久慈地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

令和八年十月二十三日から同年十一月二十四日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課及び福島県南農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第二百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、磐城森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和八年十月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

磐城地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

令和八年十月二十三日から同年十一月二十四日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県相双農林事務所森林林業部、福島県相双農林事務所富岡林業指導所及び福島県いわき農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第201号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年10月23日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ノート型パソコン 430台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和8年9月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額
70,902,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年7月7日

(入札用度課)

公告第15号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立福島工業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和8年10月23日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜 次

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立福島工業高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和9年1月1日から令和14年12月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に掲げる日から過去3年以内に、この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有す

る者であること。

(5) 当該物品を借入期間中に確実に貸与できる者であること。

(6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中に確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年11月11日（水）午後4時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。

郵便番号960-8003 福島県福島市森合字小松原1番地

福島県立福島工業高等学校 事務室

電話024-557-1395

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和8年10月23日（金）から同年11月11日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同月3日を除く。）の午前8時30分から午後4時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙24枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和8年11月4日（水）午後4時までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和8年12月2日（水）午前10時

(2) 場所 福島県立福島工業高等学校 南校舎3階大会議室（福島県福島市森合字小松原1番地）

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年12月1日（火）午後4時までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県立福島工業高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県立福島工業高等学校長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受

けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Computer system for education at Fukushima Prefectural Fukushima Technical High School, including its delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance and removal, etc 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 2 December 2026
- (3) Time-limit of tender (by mail): 4:00 p.m., 1 December 2026
- (4) Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Fukushima Technical High School, 1 Komatsubara, Moriai, Fukushima City, Fukushima 960-8003 Japan
TEL 024-557-1395

(教育総務課)

公告第16号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センターほか80施設で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和8年10月23日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜 次

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 福島県教育センターほか80施設で使用する電気 予定数量22,985,522kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和9年2月1日午前0時から令和10年1月31日午後12時まで
- (4) 供給場所 福島県教育センター（福島県福島市瀬上町字五月田16番地）ほか80施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電力事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電力量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年11月18日（水）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁財務課

電話024-521-7754

4 契約条項を示す場所及び期間

3 に掲げる場所において、令和 8 年 10 月 23 日（金）から同年 11 月 18 日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同月 3 日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4 に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3 に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格 A 列 4 番の大きさの用紙 50 枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3 に掲げる場所まで令和 8 年 11 月 6 日（金）午後 5 時 15 分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和 8 年 12 月 8 日（火）午前 10 時 30 分
- (2) 場所 福島県庁西庁舎 5 階 教育委員室（福島県福島市杉妻町 2 番 16 号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和 8 年 12 月 7 日（月）午後 5 時 15 分までに 3 に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 249 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW 単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh 単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県教育委員会教育長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成 8 年福島県告示第 320 号）第 1 条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply for use at the Fukushima Prefectural Education Centre and 80 other facilities
Planned annual power consumption: 22,985,522kWh
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:30 a.m., 8 December 2026
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 7 December 2026
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Education Bureau, Fukushima

Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima
960-8670 Japan TEL 024-521-7754

(財 務 課)